

防災雑感

牧野浩一

[20世紀の火災]

21世紀がやって来た。この機会に、20世紀の火災と火災対策の歴史を振り返り、21世紀の課題を考えてみよう。

20世紀初頭にはどんな火災が発生していただろうか？

1901年2月16日には、神奈川県三崎町で大字入船の貸し座敷から出火して、400戸を焼いた火災があり、6月1日には新潟県小須戸町で677戸が被災する火災が発生している。また、10月23日には鹿児島市の仙石町から出火して363戸が燃えた。このように、300戸以上を焼いた火災だけでも1901年中に3件発生しており、被災戸数が数十戸から300戸程度までの火災の数はその何倍にもなる。

現在なら、国会やマスコミが大騒ぎで責任追及するような事態だが、当時は別に珍しくなく、1901年などむしろ大火が少ない方である。

ちなみに、翌1902年には、3月30日に福井市で3041戸被災、死者6人、重傷者16人という大火が発生し、一月後の4月30日には宮城県中新田町で493戸、その1週間後の5月5日には岩手県御堂村で320戸、さらに一月後の6月7日には北海道登川村で374戸、その3日後の6月10日には同じ北海道の函館市で396戸、暮れの12月26日には神奈川県大磯町で640戸と、300戸以上被災した火災が1年間に6件も発生しているくらいである。

当時は、大部分の建物が木造であり、それが密集している市街地はもちろん、ある程度隣棟間隔がある農山村部でも、わらぶき屋根など飛び火に弱い可燃性の屋根が多かったため、いずれにしる、きわめて延焼しやすい町並みだったと言えるだろう。また、消防力も、「腕用ポンプ」という人力の大型水鉄砲があればよい方で、大部分の地方では、延焼しそうな建物を鳶口などで壊して延焼を防ぐ「破壊消防」くらいしかなかった。こんな状態では、風が強い乾燥した日に初期消火に失敗すれば、何百戸という建物が炎上し、時には町全体が燃えてしまう大火災になったとしても不思議ではない。

このため、木造住宅が密集していた町は、地理的、地形的に風が強い日が多かったりフェーン現象に見舞われ易かったりすると、繰り返し大火に遭うことになった。函館、小樽、大館、能代、新潟など北海道から北陸に至る地方都市がその代表的なものである。

中でも函館の大火の歴史は今から見ると信じられないほどである。1901年から

1940年までの40年間だけ見ても、1902年6月10日(396戸)、1907年8月25日(8977戸)、1912年4月12日(733戸)、1913年5月4日(1532戸)、1914年4月8日(849戸)、1914年12月1日(1763戸)、1921年4月14日(2141戸)、1934年3月21日(23633戸被災、死者216

6人、重傷者2318人)と8回もの大火を繰り返している。明治元年(1968年)から1900年までの33年間にも同様の火災が9回起きているので、明治以降太平洋戦争までの73年間に300戸以上燃える大火に17回も見舞われていることになる。

もっとも、東京の前身である江戸の町は、江戸時代の250年間に、延焼長さ1km以上の大火に100回近く見舞われているから、函館など地方都市が繰り返し大火に遭っても、東京にある政府も一般の人たちも「そんなものだ」と思っていたのかも知れない。

事実、大火があると建築需要が急増し、大工や左官、人夫などの建築関係の求人が急増するし、家具から身の回り品まで新たな有効需要も喚起されるので、失業対策、経済対策には有効な面もある。むしろ数百戸以上消失する大火が1年に全国で数件以上あることを前提として経済が回っていたと言えるのかも知れない。少なくとも昔の江戸はそうだったといえるだろう。

しかしながら、大火で町が繰り返し燃えてしまったのでは富が蓄積せず、長い目で見れば経済が縮小してしまうことは当然だから、富国強兵を目指す政府としては、市街地火災対策は不可欠であった。

こうして、政府はようやく1919年に「都市計画法」と「市街地建築物法」を同時に制定し、市街地大火の防止に主眼を置いて建築の防火構造化や隣棟間隔の確保などを図ることとなる。

この両法は、その当時の建築の実態や経済状況を踏まえたもので自ずと不十分なものであり、またその名のとおり市街地を対象としたものであったため、1923年の関東大震災をきっかけに東京など一部大都市の防火構造化はある程度進んだが、本格的な不燃都市にはほど遠く、地方都市の不燃化も遅々として進まなかった。そうこうしているうちに戦争が始まり、やがて米軍による空襲で、日本中の都市は文字どおり灰燼に帰してしまった。

[戦後の市街地火災対策]

戦争終了後は社会が混乱し消防体制もなかなか回復しなかったのに、空襲で焼け残った町は戦前の貧弱な都市構造のままだったため、戦争直後は戦前に比べても著しく大火が増え、大きな社会問題となった。そんな中、1950年に市街地建築物法が全国を対象とする建築基準法に衣替えされ、1947年に消防組織法が、1948年には消防法が定められて消防力が徐々に整備されてくると、社会の混乱が収束して来たこともあって、市街地大火は徐々に減少することになった。

特に1953年に消防施設強化促進法が制定され、消防力の機械化が進んで来ると、1946年に244㎡だった火災1件当たりの焼損面積は1955年には93㎡、1960年には66㎡と激減する。その頃から高度経済成長が始まり、都市構造の不燃化や建築物の防火構造化が急速に進むようになった。その結果、市街地大火はほとんど起こらなくなり、1976年の酒田大火を最後に(阪神・淡路大震災を除けば)市街地大火は姿を消し、

火災 1 件当たりの焼損面積は、1999 年には住宅半戸分にもならない 48 m²になっている。

このように、毎年数件は市街地大火があった時代から、60 年以上かけて、地震以外では市街地大火が起こらない都市をやっと造り上げたのが 20 世紀の日本だったと言えるだろう。しかしながら、石や煉瓦やコンクリートで建物を造る大部分の諸外国や、木造でも外殻の防火構造化を徹底しているアメリカ、カナダなどと比べると、防火木造主体の日本の都市構造は火災に対して依然として脆弱である。消防力が頼りにならなかった阪神・淡路大震災（1995 年）で神戸市長田区が大火となったのは、日本の都市構造の限界を露呈したのと言ってよいだろう。

21 世紀の日本の都市防火の最大の課題は、せめてトルコやイランやコロンビアや台湾並みに、大地震でも大火が発生しない都市構造を造ることだ、と言ったら、21 世紀最初の話題にしてはちょっと寂し過ぎるだろうか。